

処分年月日	2026年6月9日
処分内容	登録取消処分及び二級不都合行為者の取扱い
行為者が所属する協会 会員又は金融商品仲介業 者の名称	臼木証券株式会社
法令等違反行為の概要	<p>【顧客資産の着服】</p> <p>当該協会の元外務員甲は、過去に自身が引き起こした別の法令等違反行為により減俸処分を受けたことに伴い、月々の生活費やローン等の支払いに苦勞するようになり、消費者金融等からの借入れを利用し始めた。その後、消費者金融等からの借入れの返済が滞るようになり、資金繰りに窮するようになったことから、顧客に嘘の取引を持ち掛け金銭を受領することを思いついた。</p> <p>そこで、甲は、顧客Aに対し、国債の買付勧誘を装い、買付資金を名目に現金を受け取り、ローンの返済、消費者金融への返済のほか生活資金などに使用した。</p> <p>その後も顧客A以外の複数の顧客に対し、IPO銘柄の買付取引の勧誘を装い、IPOは特別な取引であり現金決済が必須のため、自分に現金を渡してほしいとの虚偽の説明を行い、買付資金を名目に顧客らから現金を着服した。</p>
発見の端緒	外部からの連絡等をきっかけとして社内調査を行ったことにより判明
参考情報	<p>当該協会では、本事案を受けた再発防止策として、主に以下の対応を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的(年1回以上)に実施する顧客アンケートにおいて、当社は現金の直接やり取りは行っておらず、残高に反映されない証券は存在しない旨を顧客に注意喚起するとともに、当社ウェブサイトでもその旨を公表した。 ・営業員の定期的な担当替えが行われず、長期にわたり構築された関係性が不正を醸成しやすい環境につながったことから、定期的に営業員の担当の入替えを行う。 ・管理部門による通話録音チェックにより営業員の対応に疑義が生じた顧客へのヒアリングを定期的に行うとともに、顧客に対するサンプルヒアリングを実施し、実施結果を取締役会の報告事項とすることにより、社内への牽制を図る。 ・営業部門、管理部門ともに人的拡充を図る。